

基本目標 1

『うるおいづくり ～魅力・活力・潤いを生む～』

施策
1

森林文化

施策が目指すまちの姿

森林の働きが暮らしを支え、人々が自然と共に生きるまち

森林整備により森林の持つ公益的機能が十分発揮されるとともに、森林資源の活用を通じて、森林の恵みを身近に感じられるまちになっています。

社会情勢・現状

- 本市では、平成 17(2005)年に「森林文化都市」を宣言し、森林資源を活用した新たな森林文化の創造により、心豊かな人づくりと活力あるまちづくりを進めています。
- 国においては、喫緊の課題である森林整備を推進するため、令和元（2019）年度に森林環境譲与税を創設し、森林の間伐や国産材の利活用などの財源として使えるようになりました。
- 本市では、「第 7 次森林整備計画」における森林づくりの基本方針として「森林資源を、活かす」を掲げており、森林環境譲与税 *1 や国庫補助金等を活用し、森林整備の促進のため、民間事業者が主体となった間伐や森林資源の活用として森林サービス産業への支援等を行っています。

問題点・課題

- 持続可能な社会の実現に向け、森林の持つ公益的機能の理解促進や森林とのふれあいの機会の充実など、森林と人とが共生していくための取組が求められます。
- 管理を放棄された森林や境界が分からない森林が増えていることから、境界の明確化や森林施業の集約化を進めるなど、森林整備につながる取組が求められています。
- 森林のゾーニングにより、その土地に適した形での森林整備を進めていく必要があります。
- 利用期を迎えた木材資源を活用するため、公共施設や民間施設等への西川材利用のほか、木を身近に感じられる取組を推進していく必要があります。
- 林業だけではなく幅広い分野での森林資源の利活用を進め、新たな価値を見出していく必要があります。

森林文化都市宣言（平成17年4月1日）

飯能市は、首都圏にあって奥武蔵の豊かな自然に恵まれたまちであり、その歴史・文化、人々の情感は、森林とともに育まれてきました。

人々が森林とのふれあいを通じて心身ともに森林の恵みを享受し、環境との調和や資源の循環利用を生活の中で生かしていくことが求められる時代にあつて、本市では、森林資源を活用し、新たな森林文化の創造により、心豊かな人づくりと、活力のあるまちづくりを推進します。

ここに森林と人とのより豊かな関係を築きつつ、自然と都市機能とが調和するまちの創造をめざし、「森林文化都市」を宣言します。

*1 森林環境譲与税

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された税のこと。都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用される。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市森林整備計画

主な取組

1 森林文化都市としてのまちづくり

- ① 森林文化都市はんのうとしての意識の醸成
- ② 豊かな自然環境や森林資源の観光や教育、地域づくりなどへの活用
- ③ 森林文化都市はんのうの魅力の構築・発信

2 森林の適切な管理

戦略

強靱

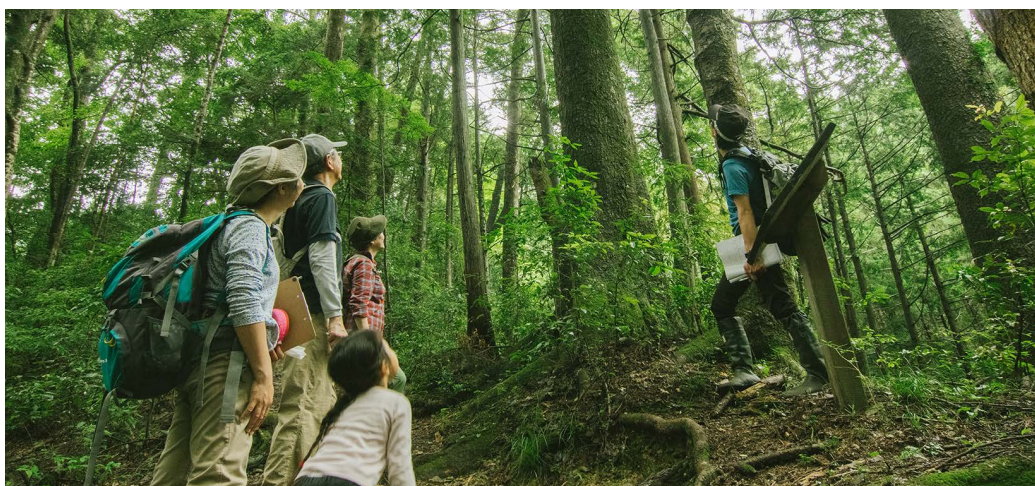
- ① 木材の搬出を伴う間伐や路網整備等の推進、危険木等の伐採支援
- ② 森林のゾーニングに基づく針広混交林化

3 森林資源の活用

- ① 森林や木材に関する情報発信と交流活動（はんのう森林プラットフォームの活用）
- ② 施設等への西川材利用の推進
- ③ 木育の推進

評価指標

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
「飯能市は身近に自然を感じることができる」と思う人の割合	「飯能市は身近に自然を感じることができる」と回答した人の割合 (総合振興計画の意識調査より)	74.4%	80.0%
森林文化都市宣言の認知度	森林文化都市宣言を知っている人の割合 (総合振興計画の意識調査より)	—	50.0%



施策が目指すまちの姿

暮らす人、訪れる人、誰もが愛着を持てる観光のまち

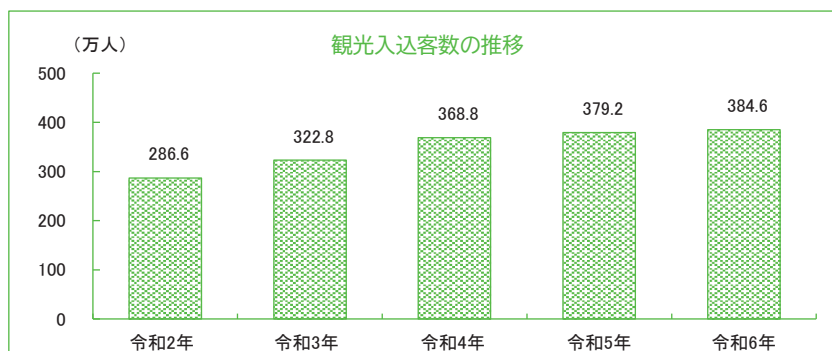
観光振興により地域が賑わい、経済が潤い発展し、市民、事業者等が地域に愛着を持った観光地づくりを推進するまちになっています。

社会情勢・現状

- 訪日外国人旅行者数の増加が続いています。近年のインバウンド*1の旅行志向として、「歴史・伝統文化体験」や「日常生活体験」への関心が高まっています。一方で、日本人の国内旅行者数や旅行経験数は伸び悩み、観光ニーズは多様化しています。
- 観光地域づくり法人(DMO*2)である(一社)奥むさし飯能観光協会を中心に観光関連事業者、農業、林業、商業、工業、交通といった多くの事業者、市民、行政とともに観光振興に取り組んでいます。
- 観光客やエコツアー参加者への公共交通機関の利用を促進しつつ、公共交通事業者と連携した観光振興を推進し、持続可能な地域づくり、観光地域づくりによる観光入込客数の増加に向けた取組を推進しています。
- 本市は、平成16(2004)年に環境省よりエコツーリズム推進モデル地区に指定されて以降、飯能市エコツーリズム推進協議会を中心に地域住民や地元事業者とともに、身近な自然や歴史、地域の人々の生活文化などを資源としたエコツーリズムの推進に取り組んでいます。
- 来訪者のニーズや情報収集の多様化に対応するため、チラシの配架やホームページ、SNS*3の運用に加え、メール配信、WEB広告の掲出なども行っています。

問題点・課題

- 観光やエコツアー誘客の推進のため、SNSやWEBを活用した広告などのプッシュ型の情報発信の強化が必要であるとともに、人流等のデータを活用したマーケティングなど、ソフト面の取組を強化することも求められています。
- 魅力的なコンテンツを提供するエコツアーの拡充や、インバウンドに対しての受入体制の整備を進めるとともに、新規エコツアーを継続的に実施できるよう、新規ガイドの養成、既存ガイドのスキルアップが必要となっています。
- 老朽化した観光施設の統廃合や改修、ハイキング(登山)道、遊歩道等の自然を楽しむ観光施設の継続的な維持管理が必要となっています。
- 観光やエコツアー誘客の推進において、樹木の管理による景観の維持、ナラ枯れ対策などの自然環境の変化への取組を進める必要があります。





本施策を推進する個別計画

○ 飯能市観光ビジョン

主な取組

1 新たな交流と観光のすすめ

戦略

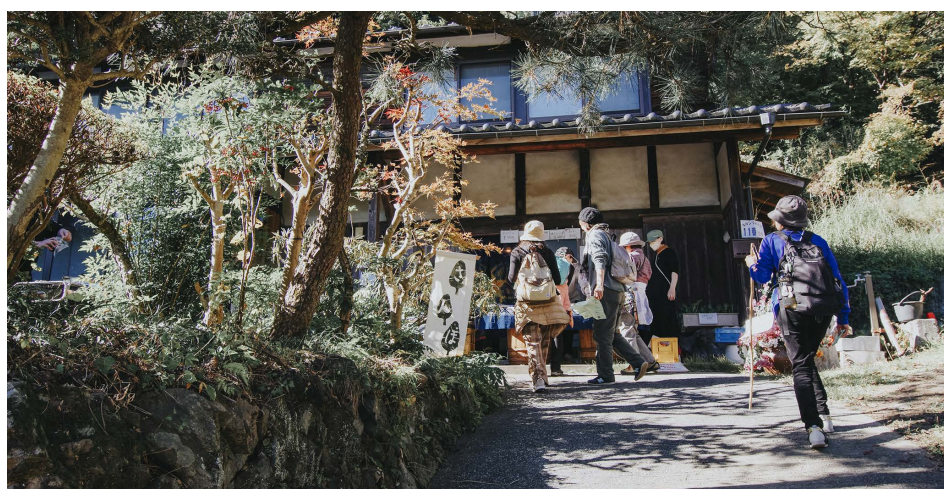
- ①飯能らしさに磨きをかけた魅力アップによるさらなる誘客
- ②観光振興による回遊と経済の活性化
- ③誰もが安心して楽しめる、市民生活との調和のとれた観光地づくりの推進
- ④データを活用した積極的な情報発信の強化

2 エコツーリズムの推進

- ①魅力的で体験価値のある飯能エコツアーの実施
- ②エコツアー実施者（ガイド）の養成及び実施者のスキルアップの強化
- ③エコツアー参加者データを活用した積極的な情報発信の強化

評価指標

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
観光入込客数	国の共通基準に基づく年間の観光地点等入込客数	384万人	400万人
エコツアー参加者数	年間のエコツアー参加者数	3,320人	4,000人



- *1 インバウンド (p. 38) 外国人が日本へ観光に来ること、又は訪日外国人旅行者そのものを指し、「訪日外国人旅行」や「訪日旅行」とも呼ばれる。
- *2 DMO (ディーエムオー) (p. 38) Destination Management/Marketing Organization の略。観光地域づくり法人と訳され、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に遂行する機能を備えた法人のこと。
- *3 SNS (エスエヌエス) (p. 38) Social Networking Serviceの略。オンライン上で人々がつながり、情報を共有するためのプラットフォームのことで、他者と交流したり、コンテンツを発信したりすることができる。

基本目標 1

『うるおいづくり ～魅力・活力・潤いを生む～』

施策 3

農林業

施策が目指すまちの姿

自然環境と調和した持続可能な農業・林業が営まれるまち

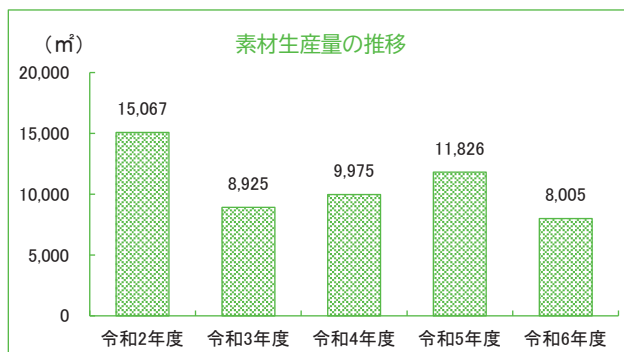
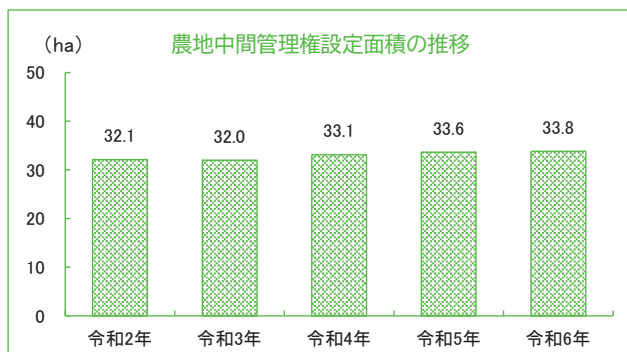
自然環境に過度な負担なく営まれ、持続可能な農林業が展開されるまちになっています。

社会情勢・現状

- 高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地*1が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。
- 令和7（2025）年3月に、平松・芦荻場地区、川崎・下川崎地区及び双柳地区について「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」を策定し、農地を次代に引き継ぐため、農地所有者と担い手とのマッチングを通じて、農地の集積・集約化、耕作放棄地の解消を図っています。
- 特定外来生物*2のアライグマが市民の生活圏で繁殖しており、駆除には市民の協力が必要となっています。本市では、アライグマ捕獲者養成研修会を開催するほか、捕獲用の箱ワナの無償貸与、報奨金などにより市民の捕獲意欲向上に努め、農作物の被害の防止を図っています。
- 戦後の拡大造林から約70年が経過し、多くの木材資源が利用期にある中、木材価格の下落による林業の採算性の悪化や世代交代等により、森林に対する所有者の関心の低下から自らが森林整備を行うことが少なくなり、森林の持つ公益的機能の維持が危ぶまれています。

問題点・課題

- 地域計画内の農地所有者や耕作者の農業継続意欲が低減し、耕作放棄地が増加しているとともに、農業者の高齢化等により、今後担い手不足が予想されていることから、農地を貸したい所有者と担い手のマッチングを強化し、引き続き農業を担う農業者への農地の集積・集約化を進めることが必要です。
- 特定外来生物のアライグマは農作物だけではなく、既存の生態系にも影響を及ぼし、在来生物も食害に遭っていることから、アライグマ捕獲従事者養成研修会への新規の受講者を募るとともに、受講済者への再学習会の機会も必要です。
- 担い手の確保や後継者の育成等を進めていくため、林業等に係る基盤の整備や森林・林業に関する情報発信を強化していく必要があります。



*1 耕作放棄地

農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したもの。

*2 特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体・農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるもので「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定された生物のこと。



本施策を推進する個別計画

- 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）
- 飯能市鳥獣被害防止計画
- 飯能市森林整備計画

主な取組

1 農地の効率的な利用、新規就農者に対する支援

戦略

- ① 就農支援、農地所有者と就農希望者とのマッチング
- ② 農地の集積・集約化、耕作放棄地の解消

2 鳥獣被害対策の充実

強靱

- ① 市民や団体などによる地域ぐるみの対策の推進

3 森林・林業・木材産業基盤の強化

戦略

強靱

- ① 森林境界の明確化など森林に関わる情報の整備
- ② 林道等の維持管理
- ③ 林業及び木材産業事業者の育成と支援

4 森林の適切な管理（再掲）

戦略

強靱

- ① 木材の搬出を伴う間伐や路網整備等の推進、危険木等の伐採支援
- ② 森林のゾーニングに基づく針広混交林化

5 森林資源の活用（再掲）

- ① 森林や木材に関する情報発信と交流活動（はんのう森林プラットフォームの活用）
- ② 施設等への西川材利用の推進
- ③ 木育の推進

評価指標

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
新規就農者数	5年間において青年等就農計画を策定して就農した人数（各年平均1人）	4人 <small>(令和2年度～令和6年度)</small>	5人
農地中間管理権等設定面積	農用地利用集積等促進計画における農地の設定面積	33.8ha	維持
アライグマ捕獲従事者養成研修受講者数	年4回実施しているアライグマ捕獲従事者養成研修会の年間延べ受講者数	36人	80人
素材生産量	1年間に森林から生産された原木の量	8,005 m ³	10,000 m ³

基本目標 1

『うるおいづくり ～魅力・活力・潤いを生む～』

施策
4

商工業・雇用

施策が目指すまちの姿

商いをすることや働くことにチャレンジしやすいまち

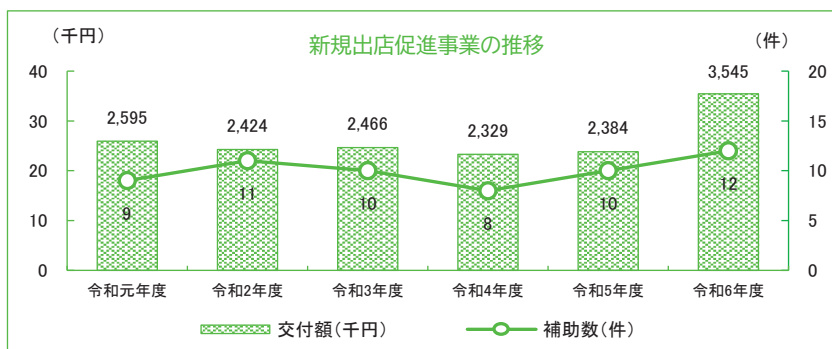
新規出店支援や企業立地などで雇用が創出され、意欲のある働き手が集い、活力にあふれ、誰もが活躍できるまちになっています。

社会情勢・現状

- コロナ禍以降も商店街を取り巻く環境は一層厳しくなっており、空き店舗も多くなっています。本市では創業を希望する方や創業後間もない方を産学官金*1の総合的な連携体制によりサポートを行っています。
- 地域経済の活性化や雇用の創出、商工業の振興につなげるため、市内での起業・創業を促進する各種補助金制度の充実や、就業・雇用支援として埼玉県・ハローワーク飯能と連携し、市内企業を中心とした合同就職相談会などを実施しています。
- 企業誘致に向け、精明東部地区に指定している産業用地への誘致活動を継続するほか、空き地となっている事業用地の紹介等を実施しています。

問題点・課題

- 商店主等の事業承継に対する理解を高める必要があるとともに、商店街の将来の姿をともに描き、個々の商業店舗や商店街の活性化を図る必要があります。
- まちなかの低未利用地や空き物件の活用を促進させ、シャッター街化を抑制するとともに新規出店希望者がチャレンジしやすい環境を作っていく必要があります。
- イベントを実施しても一過性の賑わいとどまり、継続的な商店街への誘客に繋がっていないことから、商店街の賑わい創出に向けて、魅力ある店舗の出店による継続的な誘客や、観光客のまちなかへの回遊や滞在性を促進させる必要があります。
- 本市には、新たな工業系の産業用地が不足しているため、土地利用が可能な土地を早期に埋めるとともに、新たな産業用地を創出する必要があります。



*1 産学官金

企業（産）、大学などの教育・研究機関（学）、政府や地方公共団体（官）、そして金融機関（金）が協力し、地域産業の振興や地域社会の発展を目指す取組のこと。



本施策を推進する個別計画

- 飯能まちなか未来ビジョン

主な取組

1 商店街やまちなかの賑わいの創出

戦略 強靱

- ① 公民連携による賑わい創出に向けた取組の展開
(インキュベーション施設の運営への参画、連携協定の推進)
- ② 商工会議所や商店街連盟の賑わい創出の取組への支援
- ③ まちなかへの新規出店者に対する支援強化の検討

2 起業・就業支援の強化

戦略

- ① 創業希望者がチャレンジしやすい環境の整備
- ② 企業等と連携した雇用促進のための取組の推進

3 企業誘致の推進

戦略

- ① 未立地箇所への早期立地の促進
- ② 新たな産業用地の創出に向けた検討

評価指標

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
インキュベーション施設入居事業者のまちなかへの出店件数	インキュベーション施設に入居していた事業者のうち、独立後にまちなかへ出店した延べ件数	—	5件
創業件数	創業支援補助制度を活用して創業した延べ件数	146件	220件
精明東部地区に指定する区域の立地割合	精明東部地区に指定している土地の総面積のうち、立地済みとなった土地の面積の割合	64.16%	増加

施策が目指すまちの姿

森林や河川が大切にされる環境にやさしいまち

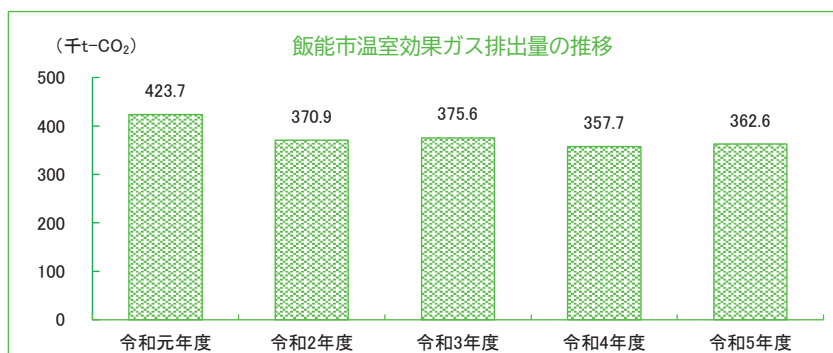
飯能市の豊かな自然環境を守り、育み、将来世代においてもその恵みを楽しむことができるように取り組むまちになっています。

社会情勢・現状

- 自然環境の保全に向けて景観緑地を新規に指定、更新を行っています。
- 埼玉県と共同で、緑のトラスト運動*1を進めているとともに、民間団体との協働による保全活動や自然観察会を実施しています。
- 埼玉県内で特定外来生物による生態系等の被害拡大が確認されています。
- 令和3(2021)年2月に埼玉県西部地域まちづくり協議会で「ゼロカーボンシティ共同宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指しています。本市では、森林の整備・保全及び活用、再生可能エネルギーの利用・促進及び省エネルギーの推進を主な取組としています。
- 河川等の公共水域の環境保全に向けて、水質調査の実施、合併処理浄化槽の設置普及と適正な維持管理、生活排水の処理について市民の意識の醸成を行っています。また、河川内の植栽管理、護岸等の小規模補修、小規模水路等の維持管理及び浚渫工事等を進めています。

問題点・課題

- 景観緑地※2の目標指定面積に到達していないことから、景観緑地制度の地権者への周知を図り、指定を拡充する必要があります。
- 保全地における不法投棄が見られることから、利用者のマナーに関する啓発と意識の醸成及びごみの分別処理方法の周知を図る必要があります。
- 市内各所でも特定外来生物が確認できることから、防除の対応が必要です。
- 市内河川の水質状況が芳しくない区域があることから、環境負荷の少ない合併処理浄化槽の設置推進に対する市民の理解を図る必要があります。
- 二酸化炭素の排出実質ゼロの目標に向け、脱炭素社会の実現に寄与する取組が必要です。





本施策を推進する個別計画

- 飯能市環境基本計画 ○ 飯能市生活排水処理基本計画
- 飯能市清流保全実施計画

主な取組

1 里山・緑地等の環境保全

- ① 景観緑地、緑のトラスト保全地、里山、農地等の保全
- ② 一人一人の環境意識の向上

2 河川・湖等の環境保全

強靱

- ① 生活排水対策
- ② 河川環境の保全
- ③ 自然災害への備え

3 脱炭素社会の実現

戦略

強靱

- ① 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の普及促進
- ② ダイアプラン構成市と連携した地球温暖化防止対策

評価指標

評価指標	指標の説明	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
自然環境保全活動に参加するボランティア人数	はんのう市民環境会議が主催する天覧山谷津の里づくりプロジェクトの年間参加者数	289人	300人
河川水質調査の環境基準(BOD値)達成箇所の割合	河川水質調査地点(10か所)の河川BOD値の環境基準を達成した割合	90%	100%
市域の温室効果ガス排出量	国が示す計算方法に基づき算出した本市の削減目標	362.6千t-CO ₂ (令和5年度末)	259.3千t-CO ₂ (令和11年度末)

*1 緑のトラスト運動
(p. 44)

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を末永く保全していく活動のこと。県内14か所の保全地のうち、第4号地は、飯能市矢嵐ほかに位置する飯能河原周辺河川緑地を指す。

*2 景観緑地
(p. 44)

飯能市環境保全条例に基づくもので、市長が指定した景観が優れた緑地。現在、天覧山・多峯主山周辺(平成9年度～)と吾妻峡周辺(平成23年度～)を景観緑地指定対象区域としており、指定対象区域内の地権者の同意が得られた場合には、飯能市環境審議会の意見を聴いて、景観緑地に指定している。